

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和元年(2019年)8月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】夫Xは妻Y, Xの要介護の実父, 実子を置いて別居して離婚を切り出し, その7年後にXは改めて離婚を求めたが, 本判決は別居が7年継続しても婚姻を継続し難い重大な事由があるとは言えず, 離婚請求が信義則に照らして許されない, としてXの請求を棄却(平成30年12月5日東京高裁)

【2】民法916条「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」とは相続の承認等をしないで死亡した者の相続人が死亡した者からの相続で死亡した者が承認等をしなかった相続の相続人としての地位を承継した事実を知った時をいうと判示(令和元年8月9日最高裁)

【3】本件土地を買い受けたXが同土地上の住居に住むYらに建物収去土地明渡等を求めた事案で, Xの請求を権利の濫用であるものとしたが, 5000万円の支払と引換給付によるものとする予備的請求につき, 立退料を1億円として引換給付を認めた(平成30年5月23日東京高裁)

【4】Xは Y社から購入した建売住宅に緑化不足の条例違反があったため, 条例違反を秘して売却したとして売買契約の錯誤無効, 瑕疵担保責任に基づく解除を主張, 消費者契約法に基づく売買代金の返還等を求めた事案で, 売買代金等の返還が認められた事案(平成30年5月30日名古屋高裁)

【5】妻Xと夫Yは別居中だがYは会社経営からの収入, 公的年金を得ていたところ, Yの配当金収入や不動産所得, 年金も婚姻費用分担額の基礎とすべき収入として月額13万円の支払を命じた事案(平成30年7月12日大阪高裁)

【6】A所有の土地には亡夫設立の法人Bの債務を担保する金融機関Yらを権利者とする根抵当権設定登記がされているが, Aは当該契約の契約書の成立を争い, Yらにその抹消登記手続を求め提訴したが, 当該各契約書の成立を認め請求を棄却した事案(平成30年9月20日東京地裁)

【7】Aは自転車で行中Y運転の自動車と衝突し死亡。Aの相続人らが損害賠償請求を求め, Yの視野狭窄の障害が重過失といえるかについて争われたが, Aは医師から運転につき警告されていた事実から, 基本的な過失割合A:Y=3:7を修正し2:8と判断した(平成30年11月29日旭川地裁)

【8】信用保証協会Yが破産手続開始後に物上保証人Xから債権の一部弁済を受けたが, 実体法上の残債権額を超過する部分を破産管財人がYに配当したことから, XがYに超過部分の返還を求める等した事案で, Yを悪意の受益者と判断しXの請求を全部認容した事例(平成31年1月17日大阪地裁)

(知的財産)

【9】原告及び特許権者である被告が「一部の請求項に係る発明についての特許を無効とし, 他の一部の請求項に係る発明についての審判請求は成り立たない」との審決の取消を求めた事案であって, 被告請求を認容し審決のうち特許を無効とするとの部分を取消した事例(令和元年7月22日知財高裁)

【10】原告がコンクリート製杭の形状を表した立体商標につき, 「コンクリート製杭」を指定商品として商標登録を出願したが, 拒絶査定を受け, 不服審判を請求するも特許庁が不成立の審決をしたので, 審決の取消を求めたが原告請求が棄却された事例(令和元年7月24日知財高裁)

【11】被告装置の製造等の差止め等を認容した原判決に対して, 被告である控訴人が不服として本件控訴を提起した事案であって, 被告製品は構成要件を充足し, 被告製品は本件発明の技術的範囲に属するとして控訴を棄却した事例(令和元年7月24日知財高裁)

【12】原告が, 被告提供のインターネット接続サービスを介してウェブサイトに掲載された記事中の写真は原告の著作権(公衆送信権)を侵害するとして経由プロバイダである被告に本件記事の投稿に関する発信者情報の開示を求めたところ, 同請求が認容された(令和元年7月30日東京地裁)

(民事手続)

【13】A社の受任通知がY銀行の郵便受けに週末に投函。Yは月曜日午前9時4分のA社口座への振込入金後の預金残高とYのA社に対する債権とを相殺したためA社の破産管財人が上記振込金の払戻を請求したが、Yが振込入金時にA社の支払停止を知っていたとは認められないとして相殺を認容(平成30年11月15日大阪地裁)

【14】別居中の夫が妻に対し不当利得返還訴訟を提起し公示送達の手立を行い判決を取得。これに対し妻が自分が関与する機会なく判決が言渡されたとして再審の訴えを提起。本判決は夫が十分に調査すれば妻の住居所を知り得たとして公示送達を無効とし再審事由を認めた(令和元年5月14日札幌地裁)

(刑事法)

【15】死刑確定者が親族以外の者との間で発受する信書につき刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律139条1項2号所定の用務の処理のために必要とはいえない記述部分については、発受を許すべき理由はないと判示(令和元年8月9日最高裁)

【16】犯人蔵匿罪における犯人の具体的認識の有無が争点となった事案。原審は具体的認識を認めた上で有罪。控訴審は同罪の成立は肯定しつつ具体的認識を否定(縮小認定)。量刑上重要な差異が生じるとして、原判決を破棄し控訴審の認定した事実に基づき有罪を言渡した(平成30年9月25日大阪高裁)

(公法)

【17】自衛隊法76条1項2号の規定は憲法違反とし上告人(自衛隊員)が防衛出動命令に服従する義務がないことの確認を求めた事案。差止めの訴えと同様に、一定の処分がされる蓋然性の要件の充足も必要であるが、原判決は同要件を審理していないとして破棄差戻した(令和元年7月22日最高裁)

【18】Xが弁護士Y宅に侵入し刃物で殺害した事件。遺族は Xに対する損害賠償と 臨場した県警警察官の対応が適切であれば殺害はなかったとして国賠法に基づき県に損害賠償を求めた事案。本判決は を認め についても警察官らの規制権限の不適切な行使が違法な公権力の行使に当たるとした(平成31年2月13日仙台高裁秋田支部)

【19】税金滞納に対して国が回収の実益に乏しい低額の財産を差押さえたのは消滅時効を中断させようとするものなどとして、時効中断の主張が信義則違反ないし権利濫用に該当し、租税債権は時効消滅しているとして取立てられた金員の返還を求めたが、その請求が退けられた事例(平成30年9月6日東京地裁)

(社会法)

【20】Y又はその関連会社に雇用されていたXがYに対し出向手当及び就労のために立て替えた交通費等の支払いを求めた。就業規則で出向手当を固定残業代と定めても労働契約の内容が優先するとし、交通費は賃金の一部として支給されるとし、法人格否認の法理を適用して関連会社との雇用に関してもYの責任を認定(平成29年8月25日東京地裁)

【21】Xが運営する居酒屋Aの標準的仕様の店舗外観がXの「商品等表示」に当たるとし、Yが出店した居酒屋Bの外観がAの店舗外観と類似するのは不正競争行為だとし、看板等の廃棄、損害賠償を求めたが、Aの店舗外観につき顕著な特徴は認められないとしてXの請求を棄却した(平成30年9月13日名古屋地裁)

(その他)

【22】原告(司法書士)が、自身が成年後見人等に選任されている成年被後見人等の資産状況等を、被告(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート)に報告しなかったところ、被告から事件紹介停止処分を受けたため同処分の差止を求めたが同請求が棄却された事例(平成30年5月25日東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 東京高判平成30年12月5日 判例タイムズ1461号126頁

平成30年(ネ)第3466号 離婚請求控訴事件(原判決取消, 上告, 上告受理申立)

夫Xは, 都内のマンションに妻Y, Xの実父, 長女(H9.2生)及び二女(H15.2生)と同居していたが, 平成23年6月に勤務先の始業時間の関係で夏季だけの予定で都内の別の場所に単身赴任し, 同年7月に突然離婚話を切り出し, 要介護の実父の世話をYに任せたまま, 一切Yと接触せず, 離婚の理由や離婚後の生活設計に関する話し合いが全くなされないまま7年が経過した。Xは委任した弁護士を通じてのみ連絡をとり, 婚姻費用は送金し, 平成25年に九州に転勤し, その後も転勤があったがYらには何も知らせなかった。Xの実父はYに金銭を贈与し, 養子縁組し, 生命保険金の受取人をXから娘2人に変更した後, 平成28年に亡くなった。XはYに離婚を請求したが, 本判決は, 婚姻関係の維持の努力や別居中のYらへの配慮が皆無であるという事実関係の下では, 別居が7年継続し, Xの離婚意思が強固であっても, 婚姻を継続し難い重大な事由があるとは言えないとし, 予備的に, 有責配偶者の主張がない場合でも, 離婚請求が信義則に照らして容認されるかどうかを検討すべきであり, 同事由があると仮定しても, 信義則に反し許されないとし, 請求を棄却した。

(2) 最二判令和元年8月9日 裁判所HP

平成30年(受)第1626号 執行文付与に対する異議事件(上告棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/855/088855_hanrei.pdf

(裁判要旨)

民法916条にいう「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」とは, 相続の承認又は放棄をしないで死亡した者の相続人が, 当該死亡した者からの相続により, 当該死亡した者が承認又は放棄をしなかった相続における相続人としての地位を, 自己が承継した事実を知った時をいう。

(理由)

甲が死亡し, その相続人である乙が甲からの相続について承認又は放棄をしないで死亡し, 丙が乙の相続人となっただけで再転相続に関する民法916条の趣旨は, 乙が甲からの相続について承認又は放棄をしないで死亡したときには, 乙から甲の相続人としての地位を承継した丙において, 甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択することになるという点に鑑みて, 丙の認識に基づき, 甲からの相続に係る丙の熟慮期間の起算点を定めることによって, 丙に対し, 甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択する機会を保障することにあるというべきである。再転相続人である丙は, 自己のために乙からの相続が開始したことを知ったからといって, 当然に乙が甲の相続人であったことを知り得るわけではない。また, 丙は, 乙からの相続により, 甲からの相続について承認又は放棄を選択し得る乙の地位を承継してはいるものの, 丙自身において, 乙が甲の相続人であったことを知らなければ, 甲からの相続について承認又は放棄のいずれかを選択することはできない。丙が, 乙から甲の相続人としての地位を承継したことを知らないにもかかわらず, 丙のために乙からの相続が開始したことを知ったことをもって, 甲からの相続に係る熟慮期間が起算されるとすることは, 前述の民法916条の趣旨に反する。

(3) 東京高判平成30年5月23日 判例時報2409号42頁

平成29年(ネ)第4535号 建物収去土地明渡等請求控訴事件(控訴棄却, 一部認容・一部棄却(上告受理申立て))

本件は, A所有の土地にY1Y2所有の建物が存在するところ, Aから転買により本件土地を買い受けたXからYらに対し建物収去土地明渡等を求めた事案である。Yらは母BとBの前夫Cの子, BはAと再婚し, AはY2と養子縁組, その後, 本件土地にA, B, Y1共有の二世帯住宅を建て, AB夫婦とY1家族が居住したが, B死亡後, 権利関係が整理されて本件建物はY1Y2の共有となったが, Aに認知した子Dがいることが判明して以来, Y1とAの関係が悪化し, Aは本件建物を出てDと本件土地の売却を話し合うという経緯があった。

原審は, 本件土地の売買価格6000万円という低廉さ(更地価格2億6000万超), 契約が建物所有者・居住者に権利関係を尋ねることなく秘して行われたこと, 高齢かつ病床のY1が自己の知らないところで行われた売買により多額の建物収去費用を負担して本件土地を明渡さなければならないことになる等, 諸事情を総合考慮し, Xの請求は権利の濫用として棄却した。Xは控訴し, 予備的に5000万円の支払と引換えによる本件請求を追加したところ, 本判決は, 主位的請求については, 使用貸借権者YらはXに対抗しうる占有権原を有していないから権利の濫用にあたる特段の事情が認められない限り, 明渡を求めることができるとし, 本件では特段の事情が認められるから原審同様, 権利濫用にあたるとしたが, 予備的請求については立退料を1億円として引換給付を認めた。

(4)名古屋高判平成30年5月30日 判例時報2409号54頁

平成29年(ネ)第335号 原状回復等請求控訴事件 変更・請求一部認容(上告・上告受理申立て(上告棄却・不受理))

本件は、XがY(建売住宅の販売等を行う会社)から購入した建売住宅(本件不動産)には、緑化不足という条例違反(以下、条例違反)があったため、XはYに対し、条例違反を秘して売却したとして売買契約の錯誤無効、詐欺取消し、消費者契約法4条2項に基づく取消し、瑕疵担保責任に基づく解除を主張して売買代金(9778万9100円)の返還を求めるとともに、違約金及び不法行為に基づく損害賠償等の支払を求めた事案である。

原判決は、条例違反に関する錯誤は意思表示の主要部分をなすとはいえず、またYの従業員は緑化不足を失念して売却したものと認められ、故意に条例違反を告げなかったとは認められないなどとしてXの請求を全て棄却したため、Xが控訴した。

本判決は、瑕疵担保責任による解除について、条例違反という瑕疵は、多額の費用を要することなく解消することが十分可能であり契約の目的を達することができなくなるものではないとして認めなかったが、Yは条例違反を認識しながらXに故意に告げなかったと認定して消費者契約法4条2項に基づく取消しを認め、本件不動産の抹消登記手続や不動産の引渡等を受けることと引換えに売買代金等を返還することを命じたが、契約に違背したとは認められないとして違約金請求を認めず、また、損害賠償請求については、緑化不足を告げないで売却したこととXが主張する損害との間に相当因果関係があるとはいえないとして棄却した。

(5)大阪高決平成30年7月12日 判例時報2407号27頁

平成30年(ラ)第389号 婚姻費用分担審判に対する抗告事件(一部変更(確定))

X(抗告人・原審申立人・妻)とY(相手方・原審相手方・夫)は、平成27年に婚姻したが平成29年から別居している。Yは、会社経営(一人会社)を行い、給与収入、自社株からの配当金収入、不動産所得、公的年金を得ていた。

原審は、Yの給与収入のみを基準に月額8万5千円の支払を命じたが、抗告審は、Yの配当金収入や不動産所得について、特有財産からの収入であっても、婚姻中の生活費の原資となっているのであれば、婚姻費用分担額の基礎とすべき収入になると述べ、また、年金について、年金額を0.8で除して収入として加算し、従前YからXに支払われた生活費15万円に近似する月額13万円の支払を命じた。

(6)東京地判平成30年9月20日 金法2119号76頁

平成28年(ワ)第20897号 根抵当権設定登記抹消登記手続請求事件(請求棄却)

Aの所有する2筆の土地には、その亡夫が設立した法人Bの債務を担保するため、金融機関Y1ないしY3を権利者とする合計6つの根抵当権設定登記がされている。Aは、そのような根抵当権設定契約を締結した事実はないとして、Yらに対し、その抹消登記手続を求め提訴したものであるが、訴訟継続中にAが死亡し、その子であるXらが本件訴訟を承継した。

本判決は、まず、各契約書上の陰影はAの実印によるものであるから、各印影はAの意思に基づいて顕出されたものであることが事実上推定されるとしたが、各契約書が作成された当時、Aの実印は、当時、法人Bの代表者であり、Aの亡夫と前妻の間の子であるCがAから預かり、B社の金庫において保管しており、CにおいてAに断りなく同人の実印に接触することは容易であったから、各契約書の成立の真正は、上記事実上の推定に依拠することなく、これらの契約書が作成された経緯およびその後における担保提供意思確認の有無その他の事実関係等を踏まえて、慎重に検討する必要があるとした。そのうえで、各契約書の根抵当権設定者署名欄にAの実印が押捺され、契約締結時にYらの職員による対面または書面でのA本人の意思確認がされており、Aが長期にわたり根抵当権の有効性に異を唱えていない等の事実関係のもとでは、当該各契約書は、Aの意思に基づいて成立したものと認められると判示した。

(7)旭川地判平成30年11月29日 判例時報2407号46頁

平成29年(ワ)第36号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

Aが自転車で横断歩道を走行中に、Yが運転する自動車と衝突し、Aが死亡するという交通事故が発生し、Aの相続人Xらが損害賠償請求を求め、Yが視野狭窄の障害を有していたことが重過失といえるかについて争われた事案。

本判決は、Yは、自己が目目している部分の周辺以外はほとんど見えていない状況であること、Yは、本件交通事故以前に担当医師から自動車の運転が困難である旨伝えられていたことから、車両の運転を控えるか、仮に運転するにしてもより慎重に安全確認を行うべきであったにもかかわらず、車両発進の際、右方確認を怠っている過失は重いと見て、過失割合について、基本的な過失割合A3割、Y7割から修正を行い、A2割、Y8割と判断した。

(8)大阪地判平成31年1月17日 金法2119号69頁

平成30年(ワ)第920号 不当利得返還等請求事件(請求認容)

本件は、破産債権者である信用保証協会Yが破産手続開始後に物上保証人であるXから債権の一部の弁済を受けた場合における、破産手続開始時の債権の額を基礎として計算された配当額のうち実体法上の残債権額を超過する部分を、破産管

財人がYに配当したことから、XがYに対し、民法703条に基づき、超過部分の返還を求めるとともに、同法704条前段に基づき、配当受領日以降の年5分の割合による利息の支払を求めた事案である。

本判決は、代位弁済によりYの原債権の一部がXに移転した以上、実体法上は、Yは本件超過部分の配当を受ける地位になく、原債権の一部の移転を受けたXがその配当を受ける地位にあったのであり、本件超過部分は、Xに移転された原債権に対する配当として、本来的にXに帰属すべきものであるとした上、本件超過部分がYに配当されたのは、開始時現存額主義のもと、破産配当手続の円滑・迅速処理のため、破産手続に参加できないこととされた一部代位弁済者に代わって、便宜上、一部代位弁済を受けた破産債権者に配当することとしたことの結果にすぎないなどと指摘して、Yが本件超過部分の配当を受領し保持することは法律上の原因がないから、YはXに対し、本件超過部分相当額を不当利得として返還する義務を負うと判断した。また、Yが自己の破産債権の残額を超える配当金を受領したことは受領時点で客観的に明らかであり、Yは悪意の受益者であると判断して、Xの請求を全部認容した。

【知的財産】

(9)知財高判令和元年7月22日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10131号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/849/088849_hanrei.pdf

原告および特許権者である被告が、「一部の請求項に係る発明についての特許を無効とし、他の一部の請求項に係る発明についての審判請求は成り立たない」との審決の取消を求めてそれぞれ訴えを提起した事案であって、被告の請求を認容すべきものとして、審決のうち特許を無効とするとの部分を取り消した事案。

相違点に関する容易想到性について、相互作用をチェックするための処理について、引用発明3においては、自己医薬品について、一般名コード、薬効分類コード、BOXコードのそれぞれについて検索を行い、相手医薬品についても、一般名コード、薬効分類コード、BOXコードのそれぞれについて検索を行うため、6回の検索が必要であり、一時記憶テーブルを必要とするのに対し、本件発明1においては、医薬品と医薬品の組み合わせ同士の合致を判断するため、1回の検索(双方向の検索をそれぞれ別の検索と考えても2回の検索)により行うことができる。また、得られる検索結果について、本件発明1においては、処方された医薬品の組み合わせと相互作用をチェックするためのマスタに登録された医薬品の組み合わせとが合致したものを検索結果とするのに対し、引用発明3においては、医薬品相互作用チェックテーブル105に登録された自己医薬品と相手医薬品の一般名コードが一致するものだけでなく、自己医薬品と薬効分類コードやBOXコードの一致する他の医薬品の相互作用チェックテーブルも一時記憶テーブルに記憶し、相手医薬品の一般名コード、薬効分類コード、BOXコードが存在するかを検索するため、薬効分類コード、BOXコードのいずれかのみ的一致するものも検索結果とし、本件発明1よりも多くの検索結果を得るものと解され、両発明において得られる検索結果は異なる。

このように、引用発明3は、添付文書の相互作用の項目に記載された医薬品の情報をそのままコード化してデータベースを構築し、相互作用をチェックするための処理において、データベースの各項目(一般名、薬効、BOX)それぞれについて検索を行うことにより漏れのない相互作用チェックを行うのに対し、本件発明1は、添付文書の相互作用の項目に記載された医薬品の情報に基づいて医薬品と医薬品との組み合わせについてデータベースを構築し、相互作用チェック処理においては、医薬品と医薬品との組み合わせのみで単純に検索するため、1回の検索(双方向の検索をそれぞれ別の検索と考えても2回の検索)で相互作用チェックできるというものであるから、両発明はその技術思想を異にするものである。

(10)知財高判令和元年7月24日 裁判所HP

平成31年(行ケ)第10017号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/845/088845_hanrei.pdf

原告は、原告が製造販売するコンクリート製杭の形状を表した立体商標(本願商標)について、第19類「コンクリート製杭」を指定商品として商標登録出願をしたところ、原告は、拒絶査定を受けたことから、不服審判を請求したが、特許庁が、不成立の審決をしたので、原告が審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。

特許庁における審決の理由は、本願商標は、商品の形状を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものであるため商標法3条1項3号に該当し、使用をされた結果需要者が原告の業務に係る商品であることを認識することができるものではないので同条2項には該当しないから、商標登録を受けることができない、というものであった。

商品等の立体的形状は、多くの場合、それ自体において出所表示機能を有するもの、すなわち、商標としての機能を果たすものとして採用するものとはいえない。また、商品等の立体的形状を見る需要者・取引者の観点からしても、その立体的形状は、文字、図形、記号等により平面的に表示される標章とは異なり、商品の機能や美観を際立たせるために選択されたものと認識されるのであって、商品等の出所を表示し、自他商品を識別するために選択されたものと認識される場合は多くない。そうすると、客観的に見て、商品等の機能又は美観に資することを目的として採用される

と認められる商品等の形状は、特段の事情のない限り、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、商標法3条1項3号に該当する。

また、商品の具体的な形状は、当該商品の用途、性質等に基づく制約の下で、ある程度の選択の幅があるといえるが、そのような幅の中で選択された形状が特徴を有していたとしても、それが、機能又は美観上の理由による形状の選択と予測し得る範囲のものであれば、商標法3条1項3号に該当すると解すべきである。なぜならば、商品等の機能又は美観に資することを目的とする形状は、同種の商品等に関する者が当該形状を使用することを欲するものであるから、先に商標出願したことを理由として当該形状を特定人に独占使用を認めることは、公益上適当でないからである。

原告商品の立体的形状は、原告が製造販売するコンクリート製杭(原告商品)の形状を表したものである。そして、同種のコンクリート製杭においても、所望の支持力の発現や施工性の向上など機能上の理由から様々な形状の杭が考案されており、原告商品に類似するものも実現可能であることを考慮すると、原告商品の立体的形状に一定の特徴があるとしても、それは、所望の支持力の発現などという機能上の理由による形状の選択と予測し得る範囲のものであると認められる。

以上によれば、本願商標は商標法3条1項3号に該当し、また、使用をされた結果需要者が原告の業務に係る商品であることを認識することができるものではないので同条2項には該当しないから、商標登録を受けることができない、として原告の請求は棄却された。

(11)知財高判令和元年7月24日 裁判所HP

平成31年(ネ)第10005号 特許権侵害行為差止請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/846/088846_hanrei.pdf

被告装置の製造等の差止め等を認容した原判決に対して、被告である控訴人が不服として本件控訴を提起した事案であって、被告製品は構成要件Eを充足し、被告製品は、本件発明の技術的範囲に属するとして、控訴を棄却した事案。

請求項1においては、係合部が設けられている揺動部材と他方の揺動部材が、それぞれ開閉機構を有することが規定されるのみで、いずれの開閉機構をどのような手順で操作するかについては何ら特定がなく、本件発明の技術的意義からみればかかる点につき限定する理由はないから、構成要件Eの「係合部」とは、これによって外力を伝達し、その結果、いずれか一方の揺動部材の開操作をもって、2対の揺動部材を同時に開くことを可能にするものであるというべきである。

かかる係合部の意義を踏まえて、「揺動部材の一方に...係合部が設けられている」の意義について検討するに「係合部」が、揺動部材に設けられており、かつ、それが2対のいずれの揺動部材に設けられているのか区別できることを要し、またそれをもって足りると解される。

被告製品の構成eは、「揺動部材1,2の各下側揺動部には後部に開口部が設けられ、各上側揺動部にはその後部側に角度調整器のピンを挿通させるためのピン用孔が設けられている。揺動部材1と揺動部材2が組み合わされたときに、開口部に留め金の突起部がはめ込まれ、ピン用孔に角度調整器の2本のピンを挿通された状態で揺動部材2の上側揺動部と下側揺動部を相互に開いていくと、留め金の突起部と角度調整器のピンがそれぞれ揺動部材1の下側揺動部と上側揺動部を押圧して、揺動部材2と一緒に開くようになっている」ものである。

このように、被告製品における角度調整器の2本のピンと留め金の突起部は、外力の伝達により、いずれか一方の揺動部材の開操作をもって、2対の揺動部材を同時に開くことを可能にするものであるから、角度調整器のピン及び留め金の突起部は、構成要件Eの「係合部」を充足する。

また、上記のとおり、角度調整器のピン及び留め金の突起部は、開操作の前に、組み合わされた揺動部材1及び2の開口部に留め金の突起部がはめ込まれ、ピン用孔に角度調整器の2本のピンが挿通された状態に固定されるものである。このような固定態様に照らすと、「係合部」である角度調整器のピン及び留め金の突起部が、揺動部材1又は2に設けられているといえる。そして、角度調整器は、施術者から視認できるように揺動部材1側からピンが挿通されて揺動部材1に固定されることが認められるから、少なくとも角度調整器のピンは、揺動部材1に設けられていると認識できることは明らかである。そして、留め金の突起部も、角度調整器のピンと一体となって揺動部材の開操作に関わっているのであるから、この両者は、全体として揺動部材1に設けられていると評価するのが素直である。したがって、「係合部」である角度調整器のピン及び留め金の突起部をもって、構成要件Eの「揺動部材の一方に...係合部が設けられている」との要件は充足されることになる。

(12)東京地判令和元年7月30日 裁判所HP

平成31年(ワ)第8400号 発信者情報開示請求事件 著作権 民事訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/848/088848_hanrei.pdf

原告が、被告の提供するインターネット接続サービスを介してウェブサイトに掲載された記事(本件記事)中の写真

は、原告が著作権を有する写真(本件写真)と実質的に同一のものであるから、本件記事を投稿した行為は本件写真に係る原告の著作権(公衆送信権)を侵害するものであることが明らかであるとして、経由プロバイダである被告に対し、本件記事の投稿に関する発信者情報(本件発信者情報)の開示を求めた事案。

本件記事中の写真は本件写真の左部及び下部の一部が切り取られているほかは、本件写真と同一のものであると認められる。

被告は、本件写真の引用は投稿者の主張、意見を補足して説明するために必要かつ最小限度で行われたものであるから、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われたものであるから、著作権法32条1項の「引用」が成立すると主張する。

しかし、本件記事の投稿内容を見ても、投稿者の主張、意見は判然とせず、被告が主張するように、投稿者の摘示したい事実がB会長のスピーチに対して拍手がほとんどないことであったとしても、本件記事に掲載された写真はスピーチの一場面を収めたものにすぎず、同写真の性質上、これをもって拍手の多寡を補足して説明するものとはいえないから、本件写真を引用する必要性は認められない。

したがって、本件記事の投稿に当たり本件写真を引用したことが、公正な慣行に合致するものであるとか、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内のものであると認めることはできない。

よって、本件において、著作権法32条1項の「引用」は成立しない。

上記のとおり、本件記事の投稿により原告の公衆送信権が侵害されたことは明らかであるから、原告が本件記事の投稿者に対する損害賠償請求等を行うために、被告に対して本件発信者情報の開示を求めることには正当な理由がある、として原告の請求は認容された。

【民事手続】

(13)大阪地判平成30年11月15日 金法2118号85頁

平成30年(ワ)第2574号 預金払戻請求事件(請求棄却)

破産会社の代理人弁護士らが、平成29年9月29日(金曜日)、債権者らに対し、債務の弁済が不可能な状況になったことから自己破産の申立てをする予定である旨記載した受任通知を発送し、これが同年9月30日(土曜日)、Y銀行a支店の郵便受けに投函されたが、同年10月2日(月曜日)に破産会社が同支店に有する口座に183万4006円の振込入金があり、Y銀行は、同年12月6日までに、同年10月2日時点の上記口座の預金残高208万7258円について、Y銀行の破産会社に対する清算金債権や貸付債権の合計分と対等額で相殺する旨の意思表示をした。本件は、破産管財人Xが、同年10月2日に破産会社の口座に振込入金された183万4006円については、Y銀行による上記相殺は破産法71条1項3号に違反する無効なものであるとして、Y銀行に対し、同額の預金の払戻しを請求する事案である。

本判決は、一般的に土曜日および日曜日は金融機関の営業日ではなく、Y銀行a支店が土曜日および日曜日に営業していたことをうかがわせる事情はないから、本件受任通知が土曜日である平成29年9月30日にY銀行a支店の郵便受けに投函されたからといって、直ちにY銀行が本件受任通知の存在を認識したとはいえないが、金融機関は休業日を挟んだ翌営業日の比較的早い時間帯には営業日外に郵便受けに投函された郵便物を確認するのが一般的であると考えられるところ、本件振込金は同年10月2日(月曜日)午前9時4分までに完了しており、Y銀行の処理態勢に照らせば、Y銀行a支店において郵便物の受領、開封等の業務を一時的に担当する行員においてさえ、同時点までに本件受任通知の存在およびその内容を認識したとは認めがたいため、Y銀行が本件振込金となされた当時において、破産会社の支払停止を知っていたとは認められず、Y銀行による相殺は破産法71条1項3号による相殺禁止には該当しないと判示した。

(14)札幌地決令和元年5月14日 判例タイムズ1461号237頁

平成31年(カ)第4号 不当利得返還請求再審事件(再審開始、即時抗告)

XYは内縁関係にあったところ、X(夫)がマンションを出て別居となった後、Y(妻)がXの役員報酬を無断で受領したとして、XはYに対し不当利得返還訴訟を提起し、公示送達の手続きを行い判決を取得した。Yは、XはYの住居を知り得たのに公示送達の手続きを行い、Yが関与する機会なく判決が言い渡されたものであり、民訴法338条1項3号の再審事由があるとし再審の訴えを提起した。本決定は、Xは公示送達の手続きを行うに際し、Yに対し郵便や電話で連絡を取ることを試みたり、親族等を通じてX代理人からの書類を受領するよう促すなどの努力を試みたりしたものの、(Yの主張によればDVから逃れるためとの理由で)頑なにX又はその代理人に対し連絡先を明かさなかったが、XはYにメールで連絡を行うことが可能であり、現に公示送達の手続きを行う前後にメールのやり取りをしていたのであるから、訴え提起前にメールでYに対し送達場所を確認することにより訴状等を現実に送達することが期待できたとし、Xが十分な調査を行っていればYの住居を知り得たものとし、公示送達を無効とし、再審事由を認めた。

【刑事法】

(15) 最二判令和元年8月9日 裁判所HP

平成30年(行ヒ)第299号 措置取消等請求事件(破棄自判,請求棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/857/088857_hanrei.pdf

死刑確定者が親族以外の者との間で発受する信書につき刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律139条1項2号所定の用務の処理のために必要とはいえない記述部分がある場合における同部分の削除又は抹消の可否(積極)。

原判決は,上記所定の用務の処理のために必要な部分(訴訟書類の差入れの件)が含まれる以上,全体として発受を許すべきであると判断して,時候の挨拶や激励部分の削除を違法と判断したが,最高裁判所は,死刑確定者と親族以外の者との間の信書の発受については,同条1項2号若しくは3号又は同条2項に該当する場合に限り,これを許すこととした法の趣旨に鑑み,所定の用務の処理のために必要とはいえない記述部分についてまで,2号により発受を許すべき理由はないと判断した。

(16) 大阪高判平成30年9月25日 判例時報2406号72頁

平成30年(ウ)第550号 犯人蔵匿被告事件(破棄自判(確定))

ある委員会の活動家である被告人が,昭和46年11月14日発生の「渋谷暴動事件」の犯人として逮捕状が発布され逃走中の人物Zを自己が居住するマンションの一室に住まわせて匿ったという犯人蔵匿の事件について,被告人が黙秘し,犯人蔵匿の故意につき争ったことから,被告人がZの具体的認識を有していたと言えるか等が争点となった事案。原審判決(大阪地判平成30年4月27日,判例時報2400号103頁,法務速報218号20番で紹介済み)は,被告人が偽名で宿泊したという旅館業法違反の嫌疑により警察官が被告人の居住の事実を確認するために設置していたビデオカメラにより,被告人の居室玄関ドア付近と共用廊下を平成29年2月26日から約3ヵ月間ビデオ撮影していたことで得られた映像を,同撮影は強制処分には当たらず,捜査の目的及び必要性に照らし同期間是不相当に長いとはいえず,任意捜査として適法であったとし,同ビデオ映像から得た蔵匿された犯人の静止画像等の非供述証拠の証拠能力を肯定し,また,被告人は逃走中の人物をZであると認識していたと認定し,有罪判決を言い渡した。控訴審は,ビデオ画像の証拠能力については原審の判断を肯定したが,被告人が逃走中の人物をZであると認識していたかどうかについては,原審が適した間接事実だけでは被告人において逃走中の人物をZであると認識していたと認定することは経験則に照らして不合理である等として,経験則違反による事実誤認を認めた。しかし,控訴審は,被告人において逃走中の人物が「罰金以上の刑に当たる罪を犯した者」であることの認識はあったと認定し,犯人蔵匿罪の成立自体は肯定し,ただ,Zであることの具体的認識を否定した点で縮小認定になり,量刑上重要な差異が生じるというべきで,この事実誤認は判決に影響を及ぼすことが明らかだとして原判決を破棄し,あらためて控訴審の認定した事実に基づき犯人蔵匿罪で有罪判決を言い渡した。

【公法】

(17) 最一判令和元年7月22日 裁判所HP

平成30年(行ヒ)第195号 命令服従義務不存在確認請求事件(訴えの適法性を認めた原判決を破棄差戻)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/816/088816_hanrei.pdf

将来の不利益処分の予防を目的として当該処分の前提となる公的義務の不存在確認を求める無名抗告訴訟の訴訟要件。

自衛隊法76条1項2号の規定は憲法に違反すると主張して,自衛隊員である上告人が防衛出動命令(以下「本件防衛出動命令」という。)に服従する義務がないことの確認を求める事案について,不利益処分の予防を目的として当該処分の前提となる公的義務の不存在確認を求める無名抗告訴訟は差止めの訴えに等しく,確認の訴えの形式で,差止めの訴えに係る本案要件の該当性を審理の対象とするものといえることができるから,差止めの訴えよりも緩やかな訴訟要件により許容されるものとは解されないとして,損害の重大性要件及び補充性要件のみならず,一定の処分がされる蓋然性があることの要件も充足されなければならないが,原判決は同要件を審理判断していないとして,同要件を審理判断させ直すべく,破棄差し戻した。

(18) 仙台高秋田支判平成31年2月13日 判例タイムズ1461号33頁

平成29年(ネ)第61号,平成30年(ネ)第38号 国家賠償等請求控訴,同附帯控訴事件(一部変更,一部控訴棄却,一部確定,一部上告)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/508/088508_hanrei.pdf

Xは,財産分与の家事審判の妻の代理人を務めた弁護士Yに対し,不当な審判により財産を失ったと恨みを募らせ,拳銃や刃物等を準備の上Y宅に侵入し,刃物で刺し殺害した。遺族は Xに対し不法行為に基づく損害賠償, 県に対

し110番通報を受けた県警警察官らが適切に対応していれば殺害されることはなかったとして国賠法1条1項に基づく損害賠償を求めた。本判決は を認め、 については、国民の生命、身体等の重大な法益に対する加害行為がまさに行われ又は行われる危険が切迫していることを臨場した警察官らは認識していた上、YがXから拳銃を確保してもみ合いになっていた状況で、Yから拳銃を取り上げようとするのではなく、侵入者を識別する問いかけをしてXの制圧ないしYらの避難誘導に当たっていればY殺害に至らなかったことは確実で、かつ、このような問いかけをするのは容易であったなどとして、警察官らの規制権限の不適切な行使が故意又は過失による違法な公権力の行使にあたることを認め、Xに対する損害賠償金の連帯支払を求める限度で請求を認容した。

(19)東京地判平成30年9月6日 金法2119号86頁

平成29年(行ウ)第336号 不当利得返還等請求事件(請求棄却)

Xは、婦人服等の販売を目的とする株式会社であり、平成10年度から平成15年度の源泉所得税、平成14年度までの消費税および地方消費税を滞納していたが、国は、平成15年に電話加入権について、平成22年に当座預金債権について、滞納処分としての差押えをそれぞれ行い、その後平成27年、Xが賃貸人に差し入れていた保証金返還請求権を差し押さえ、平成28年、1038万5000円を取り立てて、上記租税債権の未納額に充当した。Xは、国に対し、国による電話加入権差押処分および当座預金差押処分は、回収の実益に乏しい低額の財産を差し押さえることで消滅時効を中断させようとするもので、しかも速やかな換価を行わずに消滅時効の新たな進行を阻止したものであるなどとして、国の時効中断の主張が信義則違反ないし権利濫用に該当するため、上記租税債権は時効消滅していると主張して、国が保証金返還請求権の差押えにより取り立てた1038万5000円相当額を不当利得として返還請求した。

本判決は、電話加入権の差押えについては、Xがその所有不動産につき入居者を募集中のため差押えを留保してほしいと求めたために、国の徴収職員が分割納付を認めて電話加入権の差押えをしたという経緯があったことからすると、差押えの対象財産の選択が不合理とはいえないし、当該電話加入権は第三者が使用していたことを踏まえると、その換価の時期が遅れたことも不合理とはいえず、当座預金の差押えについても、差押えの対象財産の選択が不合理とはいえないし、当該当座預金払戻請求権の取立てによるXの事業への影響とそれによる本件租税債権の徴収への影響も判然としなかったと考えられる一方、その残高は6285円と少額であり、本件租税債権を賄うには到底不足していたことからすれば、国がその取立てを留保した判断が不合理ともいえないから、滞納処分としての各差押えは違法ではなく、これに基づく消滅時効の中断の主張が信義則違反ないし権利濫用に該当するものでもないと判示した。

【社会法】

(20)東京地判平成29年8月25日 判例タイムズ1461号216頁

平成27年(ワ)第17259号 未払賃金等請求事件(一部認容,控訴(後和解))

Y又はその関連会社に雇用されていたXは、Yに対し、労働契約に基づき出向手当及び就労のために立て替えた交通費等の支払いを求めた。本判決は、労働契約では出向手当は残業代とは別に精算されるものと定められており、就業規則で出向手当を固定残業代と定めても、その内容を労働契約成立時までに労働者に説明し同意を得ることで労働契約の内容そのものとしていなければ、仮に就業規則が周知されていても労働契約法7条但書の趣旨に従い労働契約の内容が優先されるとし、労働契約成立後に労働者の自由な意思に基づく同意を得るなどの不利益変更の要件も満たしていないとし、出向手当は固定残業代に当たらないとし、交通費に関しても、雇用契約書の内容等から認定される労働契約の内容、就業規則の優劣等を検討して賃金の一部として支給されるものと判断し、交通費を貸付け、雇用契約書等の規定に違反した場合には労働者が返還しなければならない旨の就業規則の定めは、実質的に労働契約の不履行につき支給済みの交通費と同額の違約金を定めるもので、労働基準法16条の賠償予定の禁止に違反し無効であるとし、Yとのその関連会社の運営実態等を考慮し法人格否認の法理の適用を肯定し、関連会社との雇用に関してもYの責任を認めた。

(21)名古屋地判平成30年9月13日 判例時報2407号53頁

平成29年(ワ)第1142号 不正競争行為差止等請求事件(棄却(確定))

飲食店の経営を業とするXが自ら運営する居酒屋のAの標準的仕様として用いられている店舗外観(以下、「店舗外観A」という。)がXの「商品等表示」(不正競争法2条1項1号)に当たるとした上、Yが出店した居酒屋Bにおいて店舗外観Aと類似する店舗外観を用いたことは不正競争行為に該当するとして看板等の廃棄や損害賠償金の支払いを求めた事案。

本判決は、店舗外観が客観的に他の同種店舗の外観とは異なる顕著な特徴を有しており、当該外観が特定の事業者によって継続的・独占的に使用された期間の長さや、当該外観を含む営業の態様等に関する宣伝の状況などに照らし、需要者において、当該外観を有する店舗における営業が特定の事業者の出所を表示するものとして広く認識されるに至ったと認められる場合には、店舗外観の全体が特定の営業主体を識別する営業表示性を獲得し、「商品等表示」

に該当する場合がある述べた上で、店舗外観Aについて、顕著な特徴は認められないとして、Xの請求を棄却した。

【その他】

(22)東京地判平成30年5月25日 判例時報2406号33頁

平成29年(ワ)第21023号 差止等請求事件(棄却(控訴))

司法書士である原告が、自身が成年後見人等に選任されている成年被後見人等から報告を義務付けられている事項(本件報告事項)のうち資産状況等を成年後見等の事件の紹介及び候補者推薦、司法書士会員への監督指導などを行っている公益社団法人である被告(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート)に対し報告することを拒否されているとして報告をしなかったところ、被告から事件紹介停止処分を受けた。そこで、原告は、被告に対して、司法書士法24条に規定する秘密保持義務に反すること、成年被後見人等のプライバシー侵害に当たることを理由として、被告に対する業務報告義務がないことの確認、原告が被告から事件紹介を受ける権利を有することの確認、原告が業務報告をしないことを理由として被告は後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿から原告を削除してはならず、除名処分をしてはならないことを求めた事案。

裁判所は、の争点につき、司法書士法24条にいう「業務」とは、司法書士の本来業務をいい、本件報告事項の報告はこれに当たらないとし、報告義務を課することが同条に違反するとは言えないと判示した。また、の争点については、報告事項たる情報はプライバシーにかかる情報を含むものといえ、秘匿性の高い情報であると言えるところ、プライバシーにかかる情報を他者に開示することが違法となるか否かは、プライバシーにかかる情報の内容と開示の相手方の範囲、開示の方法、開示の状況等の開示の態様とを総合的に考慮して判断するのが相当であるとした上で、開示の相手方は被告に限られ、開示の目的は成年後見人等に就任した被告の会員である司法書士に対する監督の一環であり、開示の範囲もその監督に必要な最小限度にとどまっております。司法書士が被告に対して本件報告事項を開示することは当該司法書士の適法かつ適正な職務の遂行を担保し、ひいては成年被後見人等の利益にも資することに鑑みれば、本件報告事項の開示がプライバシーにかかる情報を他者に開示するものとして違法であるということとはできないと判示し、原告の請求をいずれも棄却した。

【紹介済み判例】

最二決平成30年10月31日 判例時報2406号70頁

平成30年(し)第585号 勾留の裁判に対する準抗告の裁判に対する特別抗告事件(抗告棄却)

法務速報212号16番にて紹介済み

最三判平成30年11月6日 判例時報2407号3頁

平成29年(行ヒ)第226号 違法公金支出損害賠償請求事件(破棄自判, 請求棄却)

法務速報211号20番にて紹介済み

最二決平成30年12月3日 判例時報2407号106頁

平成30年(あ)第582号 不正競争防止法違反被告事件(上告棄却)

法務速報212号17番にて紹介済み

最二小判平成30年12月14日 金法2119号66頁

平成30年(受)第44号, 第45号 旧取締役に対する損害賠償, 詐害行為取消請求事件(上告棄却)

法務速報212号2番にて紹介済み

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/184/088184_hanrei.pdf

最二判平成30年12月21日 金法2118号80頁

平成29年(受)第1793号 損害賠償請求事件(破棄自判)

法務速報213号20番にて紹介済み

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/205/088205_hanrei.pdf

最二判平成31年1月18日 判例時報2409号31頁

平成29年(受)第2177号 執行判決請求事件(破棄差戻)

法務速報213号12番にて紹介済み

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/253/088253_hanrei.pdf

最三判平成31年2月19日 判例タイムズ1461号28頁
平成29年(受)第1456号 損害賠償請求事件(破棄自判)
法務速報214号1番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/422/088422_hanrei.pdf

最三判平成31年4月9日 判例タイムズ1461号12頁
平成30年(行ヒ)第262号 固定資産評価審査決定取消請求事件(破棄差戻)
法務速報216号15番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/591/088591_hanrei.pdf

最一判平成31年4月25日 判例タイムズ1461号17頁
平成29年(受)第1889号 未払賃金等,地位確認等請求事件(一部破棄自判,一部破棄差戻,一部上告棄却)
法務速報217号18番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/638/088638_hanrei.pdf

最三決平成31年4月26日 判例タイムズ1461号23頁
平成30年(許)第13号 間接強制決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)
法務速報217号13番にて紹介済み

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/646/088646_hanrei.pdf

2. 令和元年(2019年)8月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

該当法律なし

3.8月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

若林昌子/犬伏由子/長谷部由起子 編著 日本加除出版 426頁 4,752円
家事事件リカレント講座 離婚と子の監護紛争の実務

大村敦志/窪田充見 編 有斐閣 248頁 2,052円

解説 民法(相続法)改正のポイント

秋野卓生 編集代表 匠総合法律事務所 著 日本加除出版 281頁 3,240円
改正民法対応 住宅会社のための建築工事請負契約約款モデル条項の解説

渡辺 晋 著 大成出版社 1,295頁 11,880円

改訂版 建物賃貸借 建物賃貸借に関する法律と判例

須藤典明/深見敏正/金子直史 著 青林書院 281頁 3,456円

リーガル・プログレッシブ・シリーズ1 民事保全(4訂版)

4.8月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

永谷典雄/上拂大作 編著 商事法務 408頁 5,184円

裁判実務シリーズ11 破産実務の基礎

環境省水大気環境局土壌環境課 編 新日本法規 507頁 5,292円

逐条解説 土壌汚染対策法

浅井 隆/小山博章/中山達夫 著 日本法令 339頁 3,240円

就業規則の変更による労働条件不利益変更の手法と実務

圓道至剛 著 きんざい 262頁 3,456円

金融取引訴訟実務入門 被告金融機関の訴訟対応の基礎と留意点

岩出 誠 著 中央経済社 309頁 3,780円

最新通達 ガイドラインを踏まえた 働き方改革関連法 パワハラ対応の企業実務

5. 発刊書籍<解説>

「解説 民法(相続法)改正のポイント」

相続法の改正について,改正の背景及び改正により実務にどのような影響があるのかが解説されている。理論的な面も含めて相続法の改正について学びたい時に役に立つ本である。

「逐条解説 土壌汚染対策法」

条文について詳細な説明がなされており,同法の当該条項について,政令,省令,告示でさらに詳細な規定がなされている場合に,続けて政令等の解説がなされており,便利である。同法について調べたい時に役に立つ本である。

。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。